

議案第53号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和8年6月18日提出

新居浜市長 古川 拓哉

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の物件 | 給食配送車 4台 |
| 2 | 取得の目的 | 学校給食の配送のため |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 3,520万円 |
| 5 | 契約の相手方 | 新居浜市黒島一丁目6番43号
四国三菱ふそう販売株式会社東予支店
支店長 川田 昭治 |

提案理由

給食配送車4台を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。